

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道留萌市住之江町 2－1
代表者氏名 上坂 勇人

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年6月 日

北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

- ・中核都市（札幌市及び旭川市）と地域中心都市（留萌市及び羽幌町）を結ぶ広域交通、及び地域中心都市と周辺市町村を結ぶ地域間交通について、通院、通学など生活に不可欠な移動手段となっていることを踏まえ、維持・確保していくことが必要である。
 - ・多くの観光資源に恵まれた当地域には、例年多数の観光客が訪れているが、その主たる移動手段は自家用車・レンタカーとなっていることから、公共交通の利用促進を図るため、来訪者が現地交通機関に求めるニーズを把握し、対応した施策を地域一体となって講じていくことが重要である。
 - ・交通事業者は利用者の減少や運転手の不足などにより厳しい状況に置かれており、地域住民の生活に必要不可欠となる持続的な公共交通を構築することが重要である。
 - ・当地域における広域交通、地域間交通及び生活圏交通の相互接続について、利用者増加や利用者の利便向上のため、移動ニーズへの更なるマッチングを図ることが重要である。
- また、JR 留萌本線(石狩沼田－留萌間)の廃止に伴い、代替交通が確保されたところだが、利用者の利便性に配慮しながら、持続的な地域交通の確保に向け、継続して検討を進めることが重要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

数値指標	データの 取得方法	現状値 2021(R3)年度	目標値 2027(R9)年度
広域交通及び地域間交通の利用者数	バス事業者保有のデータで毎年計測	326,296 人／年	326,296 人／年 以上
広域交通及び地域間交通の収支率	道保有のデータで毎年計測	38.9%	38.9% 以上
広域交通及び地域間交通の公的資金投入額	国・道・市町村保有のデータで毎年計測	215,436 千円／年	215,436 千円／年 以下

※留萌管内地域公共交通計画 P91 参照

(2) 事業の効果

- ・広域交通、地域間交通及び生活圏交通について、相互の接続等の利便性向上
- ・公共交通利用者の維持・確保
- ・公共交通を利用した来訪者の増加
- ・公共交通体系の維持のため、担い手となるバス・タクシー運転手の確保

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1 地域住民や来訪者の広域的な移動を実現する広域交通ネットワークの維持・確保

- (1) 国の施策や他都府県での先進事例に係る情報提供を行うとともに、地域間幹線系統に対する補助を実施（国）
- (2) 道の施策や他都府県での先進事例に係る情報提供、及び広域的な視点からの助言を行うとともに、地域間幹線系統に対する補助や広域生活交通路線に対する補助を実施（道）
- (3) 運行形態の見直しにあたり、広域的な地域交通の観点から必要な助言を行う（道）
- (4) 広域的な公共交通の必要性の確認・検証を続けながら、地域間幹線系統、広域生活交通路線及び市町村単独補助路線において運行を維持するために必要となる欠損補填及び単独補助を実施（市町村）
- (5) 運行形態の見直しにあたり、住民など利用者の意見の把握・反映に努める（市町村）
- (6) 高速バス、地域間幹線系統、広域生活交通路線及び市町村単独補助路線を維持するための運行体制の継続（交通事業者）
- (7) 運行形態の見直し案の検討（交通事業者）

2 広域交通、地域間交通及び生活圏交通相互の接続等の利便性の向上

- (1) 国の施策や他都府県での先行事例に係る情報提供を行うとともに、必要な助言を行う。（国）
- (2) 接続ポイントの配置にあたって、市町村及び交通事業者間の調整を行う（道）
- (3) まちづくりと連携が図られた接続ポイントの検討・配置と必要なサービス内容の設定・情報発信（市町村）
- (4) 接続ポイントへのバスアクセスの改善（交通事業者）
- (5) 運行体制の検討及び利用者ニーズの把握（交通事業者）

3 利用促進や担い手確保による公共交通の持続性の確保

- (1) 国の施策や他都府県での先行事例に係る情報提供を行うとともに、必要な助言を行う。（国）
- (2) 自家用車と公共交通の連携及びモビリティマネジメントの推進について、市町村及び交通事業者間の調整を行う（道）
- (3) 自家用車と連携させた公共交通の利用促進の検討・周知（市町村）
- (4) 事故等の危険情報や運転にあたり特に留意すべき点などについて、広報での情報発信や高齢者団体等への周知活動の実施（市町村）
- (5) 北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度への協賛店の募集（市町村）
- (6) 自家用車と公共交通の連携における協力（交通事業者）
- (7) バスロケーションシステムの導入検討（交通事業者）

4 来訪者による公共交通利用の促進に向けた観光客誘客

- (1) 国の施策や他都府県での先行事例に係る情報提供を行うとともに、必要な助言を行う。（国）
- (2) 公共交通と観光資源との連携方策の検討や、来訪者が現地公共交通機関に求めるニーズを把握（道）
- (3) 来訪者が求める現地交通ニーズに対応するために必要となる取組を実施（市町村）
- (4) エリア内乗り放題のフリーきっぷ販売。
- (5) 来訪者が求める現地交通ニーズに対応するために必要となる取組を実施

5 バス・タクシー運転手等の確保に向けた PR・魅力発信 (1) 国の施策や他都府県での先行事例に係る情報提供を行うとともに、必要な助言を行う。(国) (2) 道立高校における企業訪問や就業体験などを通じた交通事業者についての情報発信(道) (3) 業務内容の紹介や採用に係る広報・PR など情報発信(道) (4) 小中学校における企業訪問や就業体験などを通じた交通事業者についての情報発信(市町村) (5) 業務内容の紹介や採用に係る広報・PR など情報発信(市町村・交通事業者) ※留萌管内地域公共交通計画 P99～P103 参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支等について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ※P104を参照
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
表4を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその特記事項【地域間幹線系統のみ】
別添「生産性向上の取組について」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体・要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画 (車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年4月20日 (第1回) 協議会設置、事業計画及び収支予算の決定等 令和4年8月3日 (第2回) 分科会の設置等について 令和4年11月28日 (第3回) 地域公共交通実態調査及び住民アンケート等各種調査結果についての報告等 令和5年1月30日 (第4回) 北海道留萌管内地域公共交通計画 原案について 令和5年4月27日 (第1回) 北海道留萌管内地域公共交通計画 素案について 令和5年6月23日 (第2回) 北海道留萌管内地域公共交通計画の承認等 令和5年12月20日 (第3回) 北海道留萌管内地域公共交通計画の変更について等 令和6年3月5日 (第4回) 北海道留萌管内地域公共交通活性化協議会規約の改正について 令和6年5月29日 (第1回) 「令和7年度地域間幹線系統確保維持地域計画書」の策定について等 令和6年6月19日 (第2回) 令和6年度実施事業について 令和6年12月24日 (第3回) 令和6年度事業の進捗及び今後の見込みについて ※P251 を参照
19. 利用者等の意見の反映状況
留萌振興局のホームページにて本計画のパブリックコメントを実施した。 また、留萌地域の住民に対するアンケート調査やバスの乗降調査時に合わせて乗客に対するヒアリングを実施した。 結果、公共交通の利便性が向上することで利用者の増加が見込まれる回答が得られるなど、公共交通に対する一定程度の潜在需要を把握したことから、地域にふさわしい最適かつ持続可能な公共交通ネットワークの構築をめざす計画とした。 ※P70～P80 を参照

【本計画に関する担当者：連絡先】

(住 所) 留萌市住之江町2-1

(所 属) 留萌振興局地域創生部地域政策課

(氏 名) 中村 実来

(電 話) 0164-42-8421

(メー ル) nakamura.miku@pref.hokkaido.lg.jp